

信州豊かな環境づくり県民会議表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 多年にわたって又は特に他の模範となり、環境美化活動、自然保護活動、地球温暖化防止活動その他の環境保護・保全に関する活動並びにそれらに関する思想、知識の普及、啓発に努め、その業績が顕著な団体又は個人を表彰する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を交付するほか、記念品を併せて交付して行うことができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は通常総会の日又は環境保護・保全関係行事に併せて行うものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月28日から施行する。